

令和5年度外国人介護人材受入環境整備事業業務委託仕様書

1 目的

外国人介護人材の介護技能向上のための集合研修を実施するとともに、一定の介護技能等を有する外国人介護人材に対する資質向上支援を行うことにより、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

2 業務内容

(1) 受講者の募集及び取りまとめ

(2) 介護職種の技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人を対象とした集合研修等の実施

① 研修の対象者

県内の介護施設等で就労する介護職種の技能実習生、介護分野における1号特定技能外国人、及びベトナム・ロンアン省と連携して行う介護人材の育成・送付・受入れプログラム「茨城県コース」技能実習生。(以下、「研修対象者」という。)

なお、他の在留資格で就労する者も含めて集合研修を実施することは差し支えないが、その場合は合理的な方法により費用按分を行い、上記の研修対象者に係る経費のみを補助対象とすること。

② 研修内容

研修内容は、介護技能の向上をはじめ、研修対象者が介護現場で円滑に就労・定着できるようにする観点から必要と考えられる内容(「介護の基本」、「コミュニケーション技術」、「移動、食事、衣服の着脱、排泄及び入浴の介護」、「文化の理解」、「介護の日本語」、「認知症の理解」等)とすること。また、研修は講義(座学)のみならず、演習を取り入れて行うこと。

③ 研修体制

研修講師は、外国人の介護職員を対象として、介護の領域の講義等を教授した経験を有する者など、研修を適切に実施することができる者を選定すること。また、通訳や日本語指導の専門家を配置するなど、研修対象者が効果的に学習できるような体制を組むこと。

また、研修対象者の入国年次等によって介護技能及び日本語能力に差があることが考えられるため、研修を実施する前に、研修対象者数や個々の能力等を把握し、必要に応じてグループに分けて研修を行うなど、個々の能力に応じて効果的な研修体制を組むよう努めること。

④ 研修成果等の確認

研修の実施にあたっては、その研修成果を把握することが重要であることから、研修のねらい、到達目標、修得する技能等をあらかじめ明確にした上で、研修計画を作成しておくこと。

また、研修の開始時と終了時にテスト等を実施するとともに、研修対象者への受講アンケートを実施するなど、受講者の研修成果や今後の研修運営に関する改善点等を把握するための取組を行うこと。

⑤ 研修期間

研修内容、研修体制等に応じた研修期間を設定すること。

なお、研修対象者への学習効果を向上することや、研修対象者同士の交流機会を確保すること等の観点から、事業実施期間を通じて、定期的に6回程度実施すること。

⑥ 研修教材

研修教材の作成にあたっては、介護や日本語等の専門家の意見を踏まえて、効果的な学習ができるように配慮すること。

なお、国で作成した「介護の日本語テキスト」や、介護の日本語学習に関するWEBコンテンツ「にほんごをまなぼう」を、研修中や研修実施前後に積極的に活用するなど既存の学習ツール等も有効に活用すること。

⑦ 受講料等

ア 研修対象者については、原則として、受講にかかる費用は委託料から賄い、受講者に負担させないこと。研修会場までの旅費等の実費については、受講者負担とすること。

イ その他の外国人については、受講にかかる費用（テキスト代等）及び研修会場までの旅費等の実費は、受講者負担とすること。

⑧ その他

本事業は集合研修を実施することが基本であるが、研修対象者の受入状況や就労場所の地理的要因などを踏まえて、研修内容のうち一部を集合研修以外の方法で実施することや、研修対象者のうち一部に対し集合研修以外の方法で実施することも可能である。集合研修以外の方法としては、例えば、研修の一部をオンライン方式による研修により、複数の地域を同時に実施する方法や、研修講師が研修対象者の受入施設に訪問すること（施設訪問型）により研修を実施する方法等が考えられる。

(3) 外国人介護人材受入施設等職員を対象とした研修等の実施

① 研修の対象者

外国人介護人材受入施設等（受入予定施設を含む）及び「茨城県コース」技能実習生受入施設の職員とする。

なお、本研修の対象施設等は、在留資格にかかわらず外国人の介護職員を雇用する施設等を対象とすることができる。

② 研修実施回数

2回以上実施すること。

③ 研修等の内容

外国人介護人材を受け入れるにあたり、施設等において必要な準備、入国前からのコミュニケーション方法、外国人介護人材が安心して就労することができるサポートのあり方、円滑にコミュニケーションを図る方法、文化・風習への配慮事項、介護技術の指導方法、介護福祉士国家試験に合格するための日本語学習支援、外国人介護人材受入事例の紹介等の内容とすること。

④ 受講料等

原則として、受講にかかる費用は委託料から賄い、受講者に負担させないこと。研修会場までの旅

費等の実費については、受講者負担とすること。

3 オンライン方式による研修の実施

2 (2) ~ (3) については、オンライン方式による研修の実施が可能であるが、その実施にあたっては、以下 (1) ~ (3) に留意すること。なお、研修内容や研修期間等については、原則として、2 (2) ~ (3) の内容を踏まえて設定すること。

(1) 実施要件

実施主体において、以下のいずれかにあてはまると判断する場合とする。

- ・新型コロナウイルス感染症対策を講ずる等の理由により、集合形式による実施が困難である場合
- ・研修の実施規模や対象範囲等を踏まえ、集合形式よりもオンライン方式による研修の方が効率的に実施できる場合
- ・研修内容が、オンライン方式による研修でも適切に実施できる内容である場合

(2) 教材・マニュアル

教材については、2 (2) については「⑥研修教材」の内容を参考とするほか、各実施主体において用意する教材を活用して実施しても差し支えない。

また、オンライン方式による研修が円滑に実施できるよう、マニュアルを整備しておくこと。

(3) 対象経費

オンライン方式での研修の実施のために必要な経費であれば対象として差し支えないが、例えば、機材の購入を行う場合など、オンライン方式での研修の実施以外にも使用することを想定している場合については、合理的な方法により費用の按分を行い、オンライン方式での研修の実施に係る経費のみを補助対象とすること。

また、オンライン方式での研修の実施において、2 (2) ~ (3) と関係ない内容の研修が併せて実施されるような場合や、2 (2) ~ (3) の研修対象者以外の者が受講されるような場合については、合理的な方法により費用の按分を行い、2 (2) ~ (3) の内容又は研修対象者に係る経費のみを補助対象とすること。

4 その他

研修に係る細部については、必要に応じて茨城県と受託者が協議して定めるものとする。